

# 地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

仙台市 区長 様

届出者 住 所  
氏 名  
電 話

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築 又は  工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 行為の場所 仙台市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_
- 行為の着手予定日 令和 年 月 日 (届出日から30日以上経過する日)
- 行為の完了予定日 令和 年 月 日
- 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			m <sup>2</sup>
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 ( <input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 工作物の建設) ( <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転)			
	(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合 計
	(i) 敷地面積			m <sup>2</sup>
	(ii) 建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(iii) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(iv) 高さ 地盤面から _____m	(v) 用途 (屋外広告物表示面積) m <sup>2</sup>		
(vi) 緑化施設の面積 _____m <sup>2</sup>	(vii) 垣又はさくの構造			
	(viii) 附属工作物等			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
	m <sup>2</sup>			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積			
	m <sup>2</sup>			
(6) その他	屋根の色 :	外壁の色 :	屋外広告物等の色 :	

手続者	建築確認申請受付番号 :	※受理印
連絡先等	住所 : (〒 _____ - _____ )	
	会社名 :	
	電 話 : 携帯電話 :	
	担当者氏名 :	

下記の※欄は記載しないでください

※地区計画区域名		※受理番号	
※地区整備計画区域名		※適合年月日	
※確認申請受付番号		※適合番号	

※ 届出書の記載及び添付図書等は下記を参照してください。

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 5 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。  
(緑化施設の面積の記載は、地区整備計画において緑化率の制限がある地区のみ対象)
- 6 行為の届出にあたっては、次の図面等を添付すること。

行為の種別	添付図書
○土地の区画形質の変更	位置図 区域図及び周辺公共施設配置図 設計図
○建築物の建築 ○工作物の建設 ○建築物・工作物の用途変更	位置図 面積表 配置図 各階平面図 2面以上の立面図
○建築物・工作物の形態又は意匠の変更	位置図 配置図 2面以上の立面図
○木竹の伐採	位置図 区域図 施行方法が明示された図面
<p>※土地区画整理事業施行地区内（施行中の場合に限る。）は仮換地指定通知若しくは仮換地証明の写しを添付すること。 ※その他必要に応じて参考となる資料を添付していただく場合があります。</p>	

- 7 下記の制限が定められている区域においては、各々の項目毎に必要な事項を記載すること。

地区整備計画の制限	項目	図面に記載する必要事項の例
○建築物等の形態又は意匠の制限	面積・高さ等	立面図等を用い面積・高さ等の数値を記載する。
	色彩・美観等	立面図等を用い使用する色の名称を記載する。 (マンセル色体系による制限がある場合は、記号を記載する。)
	擁壁の形状等	配置図等を用い施工範囲と標準的な断面を記載する。
	擁壁の材質等	使用する材料を記載する。
	アンテナ設置禁止	立面図等を用いアンテナを設置しない旨を記載する。
○垣又はさくの構造の制限	設置する範囲	配置図等を用い施工範囲を記載する。 (ただし、制限を受けない箇所に垣・さくを設置する場合は不要。)
	構造等	上記に併せて構造を記載する。 (例えば、生け垣・透視可能なフェンスと植栽併用など。)
	フェンスの高さ等	設置するフェンス等の高さを記載する。
○建築物の緑化率の最低限度	緑化施設的面積及び算出根拠	配置図・平面図・立面図等を用い、緑化施設の配置、種別及び緑化施設的面積を記載する。 緑化施設的面積算出書等により算出根拠を記載する。